

## 新型コロナウイルス対策マニュアル

2020年4月作成

2020年11月改定

(株) アサヒトラベルインターナショナル

(株) アイネッツ国際教育

(一社) アサヒ国際文化交流協会

新型コロナウイルスの発生に伴い、感染が拡大している現状を踏まえて、以下に対策マニュアルを定めて指針とする。

### 【項目】

1. 感染防止
2. 感染の疑いが生じた場合
3. 感染が確定した場合
4. 緊急時の対応

### 記

#### 1. 感染防止策

- (1) 通勤時、外出時、勤務時間中はマスク着用のこと
- (2) 入社時、外出時は必ず手洗いまたは消毒を行うこと
- (3) 10時から16時をコアタイムとした時差通勤を行い混雑した電車を避けること
- (4) 雇用調整のための休業をローテーションで実施する
- (5) 家族の感染防止に配慮する
- (6) 小学生など子育て中の社員の休業に配慮する
- (7) 飲食を伴う顧客との会合、多数の集まる集会への参加は出来るだけ自粛する
- (8) 顧客を訪問する際はマスク着用の上、入室前に必ず手洗い又は消毒し面会する
- (9) 来客時の打ち合わせは、来客に消毒をしてもらい会議室を使用し、マスクを着用しお互いに距離を取って短時間で行う。来客終了後使用者は使用したテーブルを消毒する
- (10) 社内の打ち合わせ、会議は必ずマスクを着用し出来るだけ短時間で済ませる
- (11) 社内の換気、空気の入替は定期的実施すること
- (12) 休業時、感染リスクの高い場所への外出や多数が集まるイベント、食事会などへの参加は当面の間避けること
- (13) 入社時の入室の際の体温測定（非接触型体温計を備えておく）し37度以上ある場合は上長に報告し即刻帰宅し自宅で様子を見る
- (14) 複合機等、共有機器を使用する前に手をアルコール消毒する（機器に直接アルコールをかけない）
- (15) 5人以上の社員の会食は自粛する
- (16) 手洗い時はペーパータオル使用する
- (17) ドアノブ、テーブル等共用部分の消毒をこまめに行う
- (18) 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA への登録をする
- (19) 総務部は消毒薬、マスク、体温計等感染予防に必要な備品を購入し常備する
- (20) その他、指針は適宜アルファオフィスにアップされるので閲覧すること

\*なお、今後の感染拡大に備えて、テレワークの準備中

#### 2. 感染の疑いが生じた場合

- (1) 新型コロナウイルス感染による症状
  - ・ 4日以上続く37.5度以上の発熱
  - ・ 1週間以上続く風邪のような咳やくしゃみといった症状
  - ・ 強い全身のだるさ、呼吸がしにくいと感じるほどの息苦しさ
  - ・ 嗅覚障害、味覚障害
  - ・ その他、下痢といった症状も確認されており、特に重篤化リスクの高い高齢者や持病のある方、妊婦は特に注意
- (2) 上記(1)の症状を感じた場合は以下のようにお願いします。
  - ・ 入社中の場合は、すぐにマスク着用の上、上長に報告（メールでも可）の上、早退す

- る。
- ・自宅にいる場合は、会社に電話またはメールにて報告して自宅待機。

その後、下記の手順をお願いします

- ・発熱などのかぜ症状がある場合、仕事は休み、外出やイベントなどへの参加は控える。
- ・咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットの順守。
- ・発熱などのかぜ症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が多いが、風邪やインフルエンザ等の心配があるときには、これまでと同様に、かかりつけ医等に相談する。
- ・新型コロナウイルスへの感染の心配に限っては、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。
- ・複数の医療機関を受診することは控える。
- ・同センターで、感染の疑いがないと判断された場合でも、これまで同様かかりつけ医を受診し、肺炎症状を呈するなど、診察した医師が必要と認める場合には、再度同センターと相談の上、受診を勧められた医療機関でコロナウイルスのPCR検査を受ける。
- ・同センターはすべての都道府県に設置され、24時間対応していますので、詳しくは、下記のホームページを参照。

#### 帰国者・接触者相談センターページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 3. 感染が確定した場合

上記の(2)より、感染が確認された場合は以下のような手順をお願いします。

#### 感染者本人が社員の場合

- A)医療機関の指示に従ってください。完治後2週間は経過観察機関となります。
- B)会社に報告を入れてください。

#### 感染者が家族または同居人の場合

C)尚、家族や同居者などが感染した場合も会社に報告の上、当面、自宅待機をしてください。期間は追って指示があります。

#### 濃厚接触にあたる場合

D)感染者と濃厚接触の疑いが生じた場合も会社に報告の上、当面、自宅待機をしてください。期間は追って指示があります（概ね一週間程度）

#### 添乗員の場合

E)上記と同様。派遣会社に所属の場合は派遣会社に連絡を入れて指示に従ってください。

#### 旅行参加者が感染した場合

F)医療機関の指示に従ってください

#### 社員、添乗員、参加者から感染者が出た場合、会社の実施すること

G)原則、社員の感染が確定した場合、会社は2週間の休業に入る

H)会社は責任者を通じて、観光庁への報告をメールまたはFAXにて行う  
(JATA ホームページにて報告書をダウンロード)

I)上記と並行して同じ書式にてJATAにメールまたはFAXにて行う

J)医療機関への報告

- ・この感染症については、発症が認められた際には医療機関により、都道府県知事に直ちに報告がなされることになっている。  
その際に、感染拡大を防止するため、濃厚接触者を洗い出すことを目的として、個人情報提供を求められる場合が想定される。

本件は、人命にかかわるものであり、個人情報保護法による「第三者提供の制限」に該当しない情報と解される蓋然性が高いため、弊社は情報を提供する。

K)お客様への情報提供

- ・お客様への情報提供については、会社が行うか保健当局が行うか、話し合いによって決定される。

L)メディアへの報告

- ・マスコミ等への発表については、ATI、アイネッツ、ACCI のホームページを通じて行う

M)感染者と接触者の対応

- ・接触者の洗い出し：感染者拡大を防止するため、保健当局には接触者を報告する
- ・濃厚接触者への対応：国の指針に沿って次のように進める。

- (ア) 保健所が咳エチケットと手洗いを徹底するように指導し、常に健康状態に注意する
- (イ) 同居しているものにはサージカルマスクの着用及び手指衛生の順守
- (ウ) 濃厚接触者の廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通り行える

**\*濃厚接触者の定義は以下の通り**

患者が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（社内、車内、航空機内を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（概ね2メートル）で、感染予防策なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断）

(エ) 接触者への対応について

- ・一週間程度の自宅待機または在宅勤務を行う
- ・期間中は毎日、体温測定、健康観察は続けながらマスク着用で業務を遂行する
- \* 接触者とは、濃厚接触のように同居あるいは長時間の接触（社内、車内、航空機内を含む）はないものの、短時間の接触が認められる者をいう。

**感染者が出た場合の事務所の除染について**

- A) 専門業者による施設の消毒が必要となる  
(例) シェル商事
- B) 保健所の指導も仰ぎ、適切な除染を実施する

4. 緊急時の対応（別紙の「緊急事態宣言発出時の対応」参照）

**東京、大阪、福岡において緊急事態宣言が実施されて出社不可能になった場合の対応**

- 1) 東京本社、大阪支店、福岡営業所のいずれかが機能している場合は、機能している場所に本社機能を一時的に移動することを検討する。
- 2) 全てが機能しない場合は、テレワークを実施（整備が間に合わない場合は、自宅にてアルファオフィス、メール、ラインなどで連絡を行う）。
- 3) 社員間の連絡は原則的にアルファメール、電話を利用するがラインワークスの整備も検討する
- 4) 上記に備えて緊急時連絡先リストを自宅に配備する。その管理に注意すること。

**東京本社、大阪支店、福岡営業車から感染者が出た場合の対応**

- 1) 保健所の指導を仰ぎ、一時的に封鎖を行う。該当する場所の社員は自宅待機となり上記の方法で、連絡を行う。

以上